



広島県報

号 外
第 119 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

公安委員会公告
広島県公安委員会公告第81号
警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条の規定による改正前の
警備業法 (昭和47年法律第117号) 第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を
次のおり実施する。
平成18年8月2日

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第81号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条の規定による改正前の
警備業法 (昭和47年法律第117号) 第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を
次のおり実施する。
平成18年8月2日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 審査 (学科試験及び実技試験) の実施期日等

種 別 及 び 級	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
空港保安警備業務 1級及び2級 施設警備業務1級 及び2級			

2 審査対象者

- (1) 上記1に掲げる警備業務の種類及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号) 第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) を有する者
- (2) 上記1に掲げる警備業務の種類及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地がある者又は広島県内の営業所に属する警備員

3 審査の区分

- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務の実施に関すること。
 - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること (徒手による護身術)。

4 審査申請手続等

- (1) 合格者審査希望届出書の提出期間
平成18年8月16日 (水) から平成18年8月22日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除く。)
の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届出方法
- ア 審査希望者本人が、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの合格者審査希望届出書により届出を行うこと。
イ 審査希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により審査予定者を決定する。
ウ 抽選の結果及び審査申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- (3) 審査申請書の提出先
審査予定者に決定した者は、下記5の審査対象者の区分ごとに定める提出書類等及び添付書類を次に掲げる区分に応じて定める提出先に提出すること。

交通誘導警備業務 1級及び2級 核燃料物質等危険 物運搬警備業務1級 及び2級 貴重品運搬警備業 務1級及び2級	平成18年9月2日 (土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター2階	100人
--	--------------------------------------	-----------------------------------	------

- なお、郵送や代理人等による申込みは認めないものとする。
- ア 広島県内に住所があり、又は広島県内の営業所に属する者
当該住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 広島県公安委員会発行の旧合格証を有する者で、広島県内に住所が無く、かつ、広島県内の営業所に属しないもの
- 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(4) 審査申請書の配付場所等

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ることを。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等(共通)	添付書類
広島県公安委員会が発行した旧合格証を有する者	審査申請書1通 写真1葉 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの旧合格証の写し)	住所地在広島県内に ある者は、住所地在を 明する書面 営業所が広島県内に ある者は、営業所に属 することを疎明する書 面
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所があり、かつ、営業所があるもの		住所地在を疎明する書 面又は営業所に属する ことを疎明する書面の いずれか一つ

6 審査手数料

4,700円

この手数料は、審査申請書の提出時に4,700円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、審査申請書にちよう付せず消印もしないこと。
なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

- (1) 服装
私服(作業衣、運動が出来る服装等)
- (2) 持参物
旧合格証、筆記具、印鑑

8 問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214, 3215

- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 9 その他
試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。

広島県公安委員会公告第82号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により公示する。

平成18年8月2日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

1 検定を行う警備業務の種類並びに検定の実施期日及び場所

種別及び級	実施期日	実施場所	定員
貴重品運搬警備業務1級	平成18年11月4日(土) 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター	20人程度
空港保安警備業務1級	平成18年11月18日(土) 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター2階	15人程度

2 検定対象者

広島県内に住所がある者又は広島県内の営業所に属する警備員で、次のいずれかに該当する者

- (1) 貴重品運搬警備業務2級又は空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 広島県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 検定の科目

種別	試験区分	科目	目
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	

実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。 貴重品運搬警備業務の管理にすること。重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
学科試験 空港保安警備業務 1 級	警備業務に関する基本的な事項法令に関する事。 乗客等の接遇に関する事。 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関する事。 空港に関する事。 空港保安警備業務の管理に関する事。 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。
実技試験	乗客等の接遇に関する事。 手荷物等検査に関する事。 空港保安警備業務の管理に関する事。 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

注 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定申請手続等

(1) 届出方法

- ア 受検希望者本人が、下記②の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの検定受検希望届出書により届出を行うこと。
- イ 受検希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受検予定者を決定する。
- ウ 抽選の結果及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- (2) 検定受検希望届出書の提出期間
 - ア 貴重品運搬警備業務 1 級に係る検定
 - 平成 18 年 9 月 19 日 (火) から平成 18 年 9 月 22 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - イ 空港保安警備業務 1 級に係る検定
 - 平成 18 年 10 月 2 日 (月) から平成 18 年 10 月 6 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (3) 検定申請書の提出先
 - 受検予定者に決定した者は、下記 5 の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。
 - (4) 検定申請書の配付場所等
 - 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取る事。

5 提出書類等

(1) 検定申請書 1 通

(2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

(3) 写真 2 葉

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(4) 前記 2 の (1) に該当する者は、貴重品運搬警備業務 2 級又は空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを誓約する書面及び履歴書を提出すること。

(5) 前記 2 の (2) に該当する者は、一般検定受検資格認定書（広島県公安委員会が前記 2 の (1) に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有することを証する書面）の写し

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務 1 級に係る検定

16,000 円

イ 空港保安警備業務 1 級に係る検定

16,000 円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出時に各検定の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、検定申請書にちよう付せず消印もしないこと。

なお、納付された検定手数料は返還しない。

7 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において後日交付する。

8 服装及び持参物

(1) 服装

私服（作業衣、運動が出来る服装等）

(2) 持参物

受検票、筆記具、印鑑

9 検定の実施

この検定は、広島県公安委員会、島根県公安委員会及び鳥取県公安委員会が共同で実施する。

10 問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214, 3215
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

11 その他

試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けません。